

2018年2月28日

タカタ株式会社
代表取締役会長兼社長 高田 重久

タカタ九州株式会社
代表取締役社長 桂田 治夫

タカタサービス株式会社
代表取締役社長 川崎 修

再生計画案の提出について

タカタ株式会社、タカタ九州株式会社及びタカタサービス株式会社（以下、総称して「当社ら」といいます。）は、本日、東京地方裁判所に対して、再生計画案をそれぞれ提出いたしましたのでお知らせいたします。

今後、東京地方裁判所より再生計画案を債権者集会の決議に付す旨の決定がなされますと、議決権を有する再生債権者の皆様に再生計画案及び議決票等が送付されます。債権者の皆様の議決権行使の方法等については、上記の裁判所による決定において定められる予定です。

当社らといたしましては、2017年11月21日付「当社とキー・セイフティー・システムズ社との間の事業譲渡に係る最終合意について」においてお知らせいたしましたとおり、キー・セイフティー・システムズ社に対して当社グループの実質的に全ての資産および事業を譲渡すること（以下「本取引」といいます。）を前提に、再生債権者の皆様への弁済を極大化すべく再生計画案を取りまとめたものですので、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本取引につきましては、今年4月中旬までの実行が見込まれております。

当社らは、本取引の実行及び事業再建に向けて引き続き全社一丸となって取り組んで参ります。今後とも変わらぬご支援とご理解を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

以上